

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|------------|--|---------------|---|---|-----------------------------------|--------|--------------|---------|-------------------|---------|---------------------------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府 県認定の区分 | 応札・応募者数 | |
| 労働委員会会館自動車運行管理業務 | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年4月1日 | 日本道路興運株式会社 東京都新宿区西新宿6-6-3 | 7011101016571 | 会計法第29条の3第5項並びに予算 決算及び会計令第99条の2(不落随 契) | 8,265,186 | 8,151,000 | 98.6% | | | | | |
| 労働委員会会館で使用する電気 | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年4月1日 | 東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社 東京都港区芝公園2-2-4 | 3010001166927 | 会計法第29条の3第4項並びに予算 決算及び会計令第102条の4第3号 (緊急随契) | 12,744,077 (基本料金 @2,057.00 /kW(税別) 他) | 基本料金 @2,057.00 /kW(税別) 他 | - | | | | | 単価契約 連名契約 厚生労働省 (一般会計) |
| 中央労働委員会の会議における議事録の納品 | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年4月1日 | 社会福祉法人日本視覚障害者職能開 発センター 東京ワークショップ 東京都新宿区四谷本塩町2-5 | 1011105000981 | 会計法第29条の3第5項並びに予算 決算及び会計令第99条第16号の2 (優先調達) | 1,512,940 (単価 @23,400 (税別)他) | 単価 @23,400 (税別)他 | - | | | | | 単価契約 |
| 中央労働時報及び最新不当労働行為 事件重要命令判例の購入及び発送業 務(令和4年4月～令和4年6月) | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年4月1日 | 公益社団法人全国労働基準関係団体 連合会 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階 | 9010005016841 | 会計法第29条の3第4項並びに予算 決算及び会計令第102条の4第3号 (契約の性質又は目的が競争を許さな い場合) | 1,020,769 | 1,020,367 | 100.0% | 0 | 公社 | 国認定 | 1者 | |
| 中央労働時報及び最新不当労働行為 事件重要命令判例の購入及び発送業 務(令和4年10月～令和4年12月) | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年10月3日 | 公益社団法人全国労働基準関係団体 連合会 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階 | 9010005016841 | 会計法第29条の3第4項並びに予算 決算及び会計令第102条の4第3号 (契約の性質又は目的が競争を許さな い場合) | 1,020,989 | 1,019,962 | 99.9% | 0 | 公社 | 国認定 | 1者 | |
| 第77回全国労働委員会連絡協議会総 会開催に係る会場借上第一式 | 支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局総務課長 山本 博之 東京都港区芝公園1-5-32 | 令和4年10月20日 | 独立行政法人国立青少年教育振興機 構 東京都渋谷区代々木神園町3-1 | 8011005001124 | 会計法第29条の3第5項並びに予算 決算及び会計令第99条の2(不落随 契) | 2,797,828 | 1,052,330 (変更後: 1,083,590) | 37.6% | | | | | 令和4年11月 14日契約変更 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。